

課外活動団体 御中

神奈川大学  
学生生活支援部

**【重要】緊急事態宣言発出に伴う今後の課外活動について（お知らせ）**

8月2日から31日までの間、特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されました。

これに先立ち、神奈川県下に独自の緊急事態宣言が発出されるにあたり、本学の課外活動について、原則は活動の自粛を強く要請している中で、一定の条件を満たしている団体のみ学内施設の利用を認める旨を7月21日付でお知らせいたしました。

今後の課外活動についても、引き続き、同宣言が解除されるまでの間は、下記の条件を満たしている団体のみ学内施設の利用を認めることといたしますので、お知らせいたします。

活動の再開を希望する団体は、所属キャンパスの学生課にご相談ください。書類を提出いただいた後、学生課および保健管理センターにおいて書類の確認を行うため、活動再開の許可が下りるまで2週間程度時間を要することをご承知おきください。

なお、夏季休業期間中の土日祝日および8月11日(水)から16日(月)までの間は、本学の一斉休業期間となるため事務を取扱いませんので、併せてご承知おきください。

また、今回の措置は、緊急事態宣言が解除される予定の8月31日(火)までとなります。解除後の活動については、改めてご連絡をいたします。

記

● 対象期間

～8月31日(火)まで

● 対象団体

全ての公認団体（準公認団体も含む）

※重点強化部については、アスレティックデパートメント(旧スポーツセンター)の指示に従ってください。

● 活動再開条件

1. 公式戦等が直近に予定され活動再開の必要性があり、活動再開の必要性が高いと判断された場合
2. 常に課外活動団体の指導者の管理のもとで活動ができる場合
3. 各キャンパス学生課に『(課外活動団体)活動申請書』及び『活動計画書』を提出し、感染予防・感染拡大防止策を十分に講じることができると判断され、活動許可を受けた場合
4. 感染拡大防止に最大限配慮し、大学が定める注意事項を遵守できる場合

※緊急事態宣言の発出中において、原則は課外活動の自粛を強く要請する。

● 利用可能な学内施設

各キャンパスの講堂及び課外活動施設（グラウンド、テニスコート、体育館等）

※横浜キャンパス22号館地下リハーサル室については、換気が不十分なため利用を認めない

※部室については、荷物搬出以外の目的での入室は認めない

以上

《本件に関するお問い合わせ先》

横浜キャンパス : [kuykagai-m1@kanagawa-u.ac.jp](mailto:kuykagai-m1@kanagawa-u.ac.jp)

湘南ひらつかキャンパス : [kukagai-shc@kanagawa-u.ac.jp](mailto:kukagai-shc@kanagawa-u.ac.jp)

みなとみらいキャンパス : [kagai-mmcc@kanagawa-u.ac.jp](mailto:kagai-mmcc@kanagawa-u.ac.jp)